



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ワ コ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 田 正 彦
(コード番号：6727 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 財 務 本 部 長
長 谷 川 渉
(TEL 0120-056-665)

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 19 年 6 月 21 日開催の当社第 24 回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入いたしました。その後平成 22 年 6 月 24 日開催の当社第 27 回定時株主総会の決議による更新を経て、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 30 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することとなります。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定したうえ、更新すること（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、上記取締役会においては、本プランの更新につき、出席した取締役の全員一致で承認可決がなされるとともに、出席した監査役全員が本更新に異議がない旨の意見を述べております。また、本プランの更新については、当社の独立委員会において、全会一致で承認されております。

なお、本更新に伴う旧プランからの主な変更点は、①本プランにおいて、独立委員会が当社取締役会に対する情報提供を要求する場合の回答期限及び独立委員会検討期間（下記三.3.「本プランの内容」(1)(d)②に定義されます。）につき、上限を明確化したこと、②当社より買付者等に対して提供を求める情報の項目について整理を行ったこと等です。

一. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、昭和 58 年の創業以来「人とテクノロジーの調和ある発展を追求し、より豊かで創造的な暮らしを実現する」ことを企業理念として、世界中のお客様がより自然に、直感的に、また、創造的にコンピュータを利用するための技術と製品を開発・

提供することをめざしてまいりました。

当社グループが株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の継続的かつ中長期的な向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことが必要であり、これらのステークホルダーにも十分配慮した経営を行う必要があります。また、当社独自の技術開発能力、特許・ノウハウなどの知的財産、付加価値の高い製品の企画・開発力の充実とともに、長期間にわたって築き上げたグローバルな企業文化と競争力の高い事業モデルのさらなる強化によってこそ、長期的な事業成長と継続的な企業価値の向上を図ることができると考えております。そのため、当社株券等の買付けの提案を受けた場合に、その買付けが当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、当社の有形無形の経営資源、ステークホルダーに与える影響とそれが企業価値に及ぼす影響、将来を見据えた施策の潜在的効果、世界中の各地域の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社グループの実情その他当社の企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があると考えています。

当社取締役会は、上記の要素に鑑みて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株券等の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

二. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉

当社は、技術とは、自然で直感的でわかりやすく、人の創造性を広げるものであるべきとの考えのもと、独自の技術を開発し、当社ブランドを高めてまいりました。当社の企業価値の源泉は、当社が蓄積してきた高度な技術力、特許・ノウハウなどの知的財産、先進的な製品の企画力・開発力の充実に加え、長期間にわたって築き上げたグローバルな企業文化と競争力の高い事業モデル、さらには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員等のステークホルダーとの適切な関係を築き、維持、発展させてきたことにありと当社は考えております。そして、そのことは同時に株主共同の利益の主たる源泉となっていると考えております。

かかる考えのもと、当社は、昭和59年に世界初のコードレスペンを開発して以来、ペンタブレット業界のテクノロジーリーダーとして製品分野の進歩を主導し、同業界におけるグローバルリーダーとなっております。さらに当社のペンセンサー技術をスマートフォンやタブレット端末などのモバイル情報機器に広く提供しています。

当社は、今後のユーザーインターフェース分野の世界的な変化及び拡大を見据えて、さらなる技術力・開発力の強化、優秀な人材の確保とともに、今日までに築き上げたグローバルな企業文化と競争力の高いグローバル事業モデルのさらなる強化により、長期

的かつ安定的な事業成長と社会的貢献が図れるものと考えております。

2. 企業価値向上のための取組み

当社では、現在、「ビジネスプラットフォームを PC からモバイル・クラウドへ拡大し、新規ビジネスの創出と既存ビジネスの成長を図る」との基本戦略を掲げ、「中期経営計画：WAP1215」（Wacom Action Plan for Changing Platform 1215）を策定し、その実現にグループ全社をあげて取り組んでおります。WAP1215 は事業分野を従来のデスクトップ型 PC 市場からモバイル情報機器市場とクラウドソリューションに拡大し、ブランド製品事業とコンポーネント事業の相乗効果を生かしつつ、グローバルな事業成長と企業価値の向上を目指すもので、平成 28 年 3 月期までに連結売上高 1,200 億円以上、連結売上高営業利益率 15%以上、および連結株主資本利益率 30%以上の達成を「目標とする経営指標」としています。その実現に向けて当社は、グローバルな競争力のさらなる強化と業績拡大に全力で取り組んでまいります。かかる中期経営計画の具体策として、以下の施策に取り組んでまいります。

(1) ビジネスプラットフォームのモバイル・クラウドベースへの拡大

スマートフォン、タブレット等のモバイル情報機器とクラウドコンピューティングによる新しい IT（情報技術）プラットフォームに対応するため、当社製品ラインを従来の PC 向けからモバイル情報機器分野およびクラウドをベースとしたアプリケーションとサービスへと拡大してまいります。

(2) ブランド製品事業の成長加速

ブランド製品事業においては、グローバルマーケティングと Web コミュニケーションの活用により、コンシューマとモバイルユーザーに対する製品訴求とブランド認知を高めさらなるリーダーシップ強化とユーザーコミュニティの形成を行ってまいります。

クリエイティブビジネス分野においては Web デザインや画像・映像編集、アニメーションなどのグラフィックス分野でのさらなる浸透を図るとともに、3D モデリングや工業デザイン分野へ拡大し、事業成長とブランド強化を図ってまいります。また、ディスプレイ製品ラインの拡大と新規モバイル製品ラインの市場投入と拡大によってクリエイティブビジネス分野での成長を加速してまいります。

コンシューマ分野では、モバイル情報機器とともに直感的に利用できるデジタル文具及びアプリケーションの開発を行うとともに、コンシューマ専任グローバルチームによる事業開発を加速してまいります。

また、電子ドキュメントと電子ペンを用いた、より迅速で効率的かつ安全な業務フローソリューションを提供するとともに、サイン認証等のセキュリティ技術を活かし、金融・流通分野へ浸透を図ります。

(3) コンポーネント事業の成長加速

電子ペン分野においてはペンセンサー技術におけるリーダーシップを強化するとともに、顧客とのパートナーシップを強化し、スマートフォン分野での成長を最大化してまいります。また、OS（オペレーティングシステム）各社およびアプリケーションメーカー各社との連携強化を図るとともに、タブレット、電子書籍の分野での電子ペンの利用促進と電子ノートなどの教育市場への拡大を図ることにより、同分野におけるリーダーシップを確立してまいります。

また、タッチ分野においてはモバイル機器メーカーへのマルチタッチコントローラ IC の拡販を図るとともに、デスクトップ PC 等にマルチタッチモジュールを提供することにより、マルチタッチ製品の販売を促進してまいります。

また、急激に拡大する事業を支えるため、開発、SCM（生産物流管理）および QA（品質管理）体制を強化してまいります。

(4) グローバル生産物流管理の強化

今後の製品ラインの急速な拡大に向けて、生産委託先の拡大と現地生産管理体制の強化に取り組むとともに、グローバルなオンラインビジネスに対応する物流の最適化を実現してまいります。

また、事業リスクに備える BCP（事業継続計画）体制の整備を進めてまいります。

(5) グローバル組織化の推進

グローバルな事業展開における戦略性と柔軟性確保のため、事業部門と地域オペレーションを軸とするグローバルマトリックス組織化を推進します。また、当社グループ企業間の連携を支える本社機能のグローバル化を推進し、全体が 1 つの企業体として機能する組織体制と人事制度を実現してまいります。

(6) グローバルな IT インフラの整備

グローバルな事業活動と地域間の連携、当社グループ各社とのグローバル組織化を支えるグローバル IT（情報技術）インフラの強化に努めてまいります。

(7) 新規 UI 技術開発の加速

UI（ユーザーインターフェース）分野でのリーダーシップをさらに強化していくため、基礎技術の開発体制を拡大し、ソフトウェア開発体制を強化してまいります。ペン、タッチ技術に続く新規 UI 技術開発を加速してまいります。

(8) 新興地域への投資

これから拡大が見込まれる新興市場向け製品ラインの開発とブランド認知向上を図るとともに、中国、インド、南米地域への重点投資を行うことにより事業基盤を強化し、新興地域専任チームを設置し、製品開発や事業展開の加速を図ります。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、グローバルに事業を行う上場会社として、法令を遵守し、誠実に社会的責任を果たすこと、及び経営の透明性と開示内容の信頼性を高めることが、株主や顧客をはじめとするステークホルダーの利益を図り、かつ、長期的・継続的な企業価値の向上を図るための基礎であると考えております。かかる考えに従い、当社は、企業活動の基本方針として、「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」を定め、法令と社会倫理の順守及び社会への貢献を企業活動の前提としております。そして、当社では、透明性の高い公正な経営を実現するため、取締役の任期を1年とすることにより、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化し、また、取締役5名のうち1名を独立性の高い社外取締役とすることにより経営に対する監視機能の強化を図っております。また、意思決定を迅速に行い、事業環境の変化に柔軟に対応するため、執行役員制度を導入しております。監査役につきましても、監査役3名の全てが独立性の高い社外監査役となっております。取締役会等の重要な会議に出席する等、取締役の業務執行の監査を行っております。

三. 本プランの目的及び内容

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付けを防止するとともに、大量買付けが行われる際に、当社取締役会が代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、現時点において特定の第三者から当社株式の大量買付けの提案を受けている事実はありません。当社の平成25年3月31日現在の株主の状況は別紙1をご参照下さい。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り、当社株式の大量買付けを行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株式の大量買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権をその時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等から構成される独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については別紙 2「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、本更新時の独立委員会の委員は、別紙 3「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）を設置し、かかる独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会（下記. 3. (1)「本プランの発動に係る手続」(g)に定義されます。以下同じとします。）を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案¹（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が 20%以上となる買付けその他の取得

¹ 第三者に対して、買付等を勧誘する行為を含みます。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」と言います。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」と言います。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示して頂きます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から 10 営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」と言います。）等を記載した書面（以下、「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたいえ、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提出して頂きます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者及び買付者等を被支配法

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

⁹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

人等¹⁰とする者の特別関係者)の詳細(名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。)¹¹

- ② 買付等の目的、方法及び内容(対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)
- ③ 買付等の価額及び算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。)
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- ⑥ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等
- ⑦ 買付等の後の当社グループの株主(買付者等を除く。)、従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 買付者等と当社の他の株主との間に利益相反を生じる可能性のある場合における当該利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(e)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報(もしあれば)が提出された場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業価値等の検討等に必要な時間を考慮して、適宜回答期限(但し、60日を上限とします。)を定めたうえ、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

¹⁰ 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

¹¹ 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記記載のとおり情報等の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等を受領してから 60 日間を経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下、かかる独立委員会による情報収集及び検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会の代替案の株主等に対する提示等を行うものとしします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとしします。

(e) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとしします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、買付等について下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その 2（以下「発動事由その 2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとしします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとしします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくな

った場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長できるものとします。

独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従うものとします。

なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実並びに独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の内容、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある

買付等である場合

- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係又は当社グループのブランド価値、企業文化を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限として当社株式の 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決

議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去 30 日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月間から 6 ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記 (i) 項 ②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者¹²、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者¹³ (IV) 特定大量買付者の特別関係者もしくは (V) 上記 (I) ないし (IV) に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け、もしくは承継した者又は (VI) 上記 (I) ないし (V) に該当する者の関連者¹⁴（以下、(I) ないし (VI) に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由¹⁵が存する場合を除き、

¹² 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹³ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券所有割合がその者の特別関係者の株券所有割合と合計して 20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁴ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され、もしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。）をいいます。

¹⁵ 具体的には、(x) 買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が (i) 当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は (ii) 20% のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数

本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間、いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

(1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの更新手続

本プランの更新については、当社定款第7条の規定に基づき、本定時株主総会において本プランに記載した条件に従った本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する旨の議案を付議し、株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成25年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新にあたっては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無

償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当決議を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式 1 株につき 1 個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 3. (1)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式 1 株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を含み相応の影響を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言並びに当社株式の割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記 3. (3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払

込みを行わなければ、他の株主の皆様の本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、原則として、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式等を受領することになり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言並びに当社株式の割当対象株主の皆様への振替に必要な情報を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

四. 本プランの合理性

1. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保

本プランは、基本方針に基づき、当社株券に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものです。

2. 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

3. 株主意思の重視

本プランは、上記三. 3(4)「本プランの更新手続」記載のとおり、当社の本定時株主総会において、当社定款第 7 条の規定に基づく当社取締役会への委任に関する議案が株主の皆様へ承認されることを条件として更新されるものです。

また、上記三. 3. (1)「本プランの発動に係る手続」(g)記載のとおり、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、上記三. 3. (5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランには、有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4. 独立性の高い社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の重視

本プランの発動に際しては、独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において、独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三. 3. (1)「本プランの発動に係る手続」及び上記三. 3. (2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期は採用されていないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

大株主の状況

平成 25 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	27,607	6.56
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	21,963	5.22
S A M S U N G A S I A P T E . L T D .	20,996	4.99
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 7 4	20,310	4.83
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y	14,581	3.46
惠 藤 洋 治	12,320	2.93
(株) ウ イ ル ナ ウ	12,100	2.87
株 式 会 社 惠 藤 洋 治 事 務 所	12,000	2.85
T H E C H A S E M A N H A T T A N B A N K , N . A . L O N D O N S E C S L E N D I N G O M N I B U S A C C O U N T	9,699	2.30
山 田 正 彦	9,420	2.24

(注) 持株比率は、自己株式 2,232 株を控除して計算しております。

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役又は(iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合(再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う(但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該決議に従う。)。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との協議・交渉
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会招集の要否の判断

- ⑧ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑨ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
 - ⑩ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑪ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提出するよう要求することができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案（もしあれば）の株主等に対する提示等を行うものとする。
 - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 各独立委員会委員は議決権 1 個を有するものとし、独立委員会の決議は、独立委員会委員のうち 3 分の 2 以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その 3 分の 2 以上をもってこれを行う。但し、独立委員会委員がやむを得ない事由により委員会に出席することができないときは、定足数の算定にあたっては当該委員を除外するものとする。

以上

独立委員会委員略歴

本プラン更新に当たっての独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

●藤島 安之（ふじしまやすゆき） 当社社外取締役
互助会保証株式会社代表取締役社長

【略 歴】

昭和 22 年生まれ

昭和 44 年 7 月 通商産業省入省

平成 9 年 7 月 日本銀行政策委員会
経済企画庁代表委員

平成 10 年 7 月 外務省パナマ共和国駐箚特命全権大使

平成 13 年 8 月 日商岩井株式会社業務顧問

平成 14 年 6 月 同社常務執行役員

平成 14 年 11 月 当社社外取締役（現任）

平成 15 年 4 月 日商岩井株式会社取締役専務執行役員

平成 15 年 8 月 リスクモンスター株式会社取締役

平成 16 年 4 月 双日株式会社取締役専務執行役員

平成 17 年 7 月 日商エレクトロニクス株式会社取締役

平成 17 年 10 月 双日株式会社代表取締役専務執行役員

平成 20 年 4 月 同社副社長執行役員

平成 22 年 4 月 同社顧問

平成 22 年 8 月 互助会保証株式会社代表取締役社長（現任）

*藤島安之氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

*当社は、藤島安之氏を東京証券取引所によって義務付けられている独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

●水野 晴夫（みずのはるお） 当社社外監査役（常勤）

【略 歴】

昭和 18 年生まれ

昭和 42 年 4 月 日本レミントン・ユニバック株式会社(現日本ユニシス株式会社)入社

平成元年 4 月 日本ユニシス株式会社文書部長（現法務部長）

平成 11 年 7 月 同社理事
平成 14 年 7 月 同社参事
平成 16 年 4 月 同社社友
平成 16 年 6 月 当社常勤監査役（現任）

*水野晴夫氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される社外監査役です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

●蛭谷 毅（えびたにたけし）当社社外監査役
蛭谷会計事務所所長

【略 歴】

昭和 18 年生まれ
昭和 43 年 4 月 高倉公認会計士事務所（現新日本監査法人）入所
昭和 47 年 9 月 公認会計士登録
昭和 60 年 6 月 蛭谷公認会計士事務所開設
平成 11 年 6 月 当社社外監査役（現任）

*蛭谷毅氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される社外監査役です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

●嘉村 孝（かむらたかし）当社社外監査役
アーバントリー法律事務所所長

【略 歴】

昭和 25 年生まれ
昭和 50 年 4 月 司法修習生
昭和 52 年 4 月 裁判官任官
昭和 58 年 5 月 弁護士登録
昭和 60 年 4 月 嘉村孝法律事務所（現アーバントリー法律事務所）開設
平成 12 年 4 月 明治大学大学院講師（現任）
平成 14 年 6 月 当社社外監査役（現任）

*嘉村孝氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される社外監査役です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上